

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染再拡大防止に伴う各種事業の取扱いについて（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴団体と共催等により実施する下記の各事業の取扱いについては、令和 3 年 1 月 8 日付、2 才推事第 3 6 9 号及び令和 3 年 2 月 4 日付、2 才推事第 4 1 9 号、令和 3 年 3 月 5 日付、2 才推事第 4 6 9 号により通知しているところです。

このたび、国が、令和 3 年 3 月 2 1 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を解除し、都は新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先にした「段階的緩和期間における東京都の対応」を新たに発出しましたので、令和 3 年 3 月 3 1 日までに予定されている各事業につきましては、適切な対応をお願いいたします。

4 月 1 日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業及びその他東京都広域スポーツセンター関係事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 送付資料

段階的緩和期間における東京都の対応（令和 3 年 3 月 1 8 日）

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/013/290/20210318.pdf